



産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 静岡県浜松市中央区常光町 13 番地
名称 有限会社野口商店

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和 7 年 7 月 23 日

4 処分理由

有限会社野口商店の取締役は、静岡地方裁判所浜松支部において、覚醒剤取締法違反の罪により懲役 2 年、執行猶予 4 年の刑に処せられ、令和 4 年 7 月 9 日に当該刑が確定している。

これにより、同役員は、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ハの欠格要件に該当することから、同社は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至ったため。